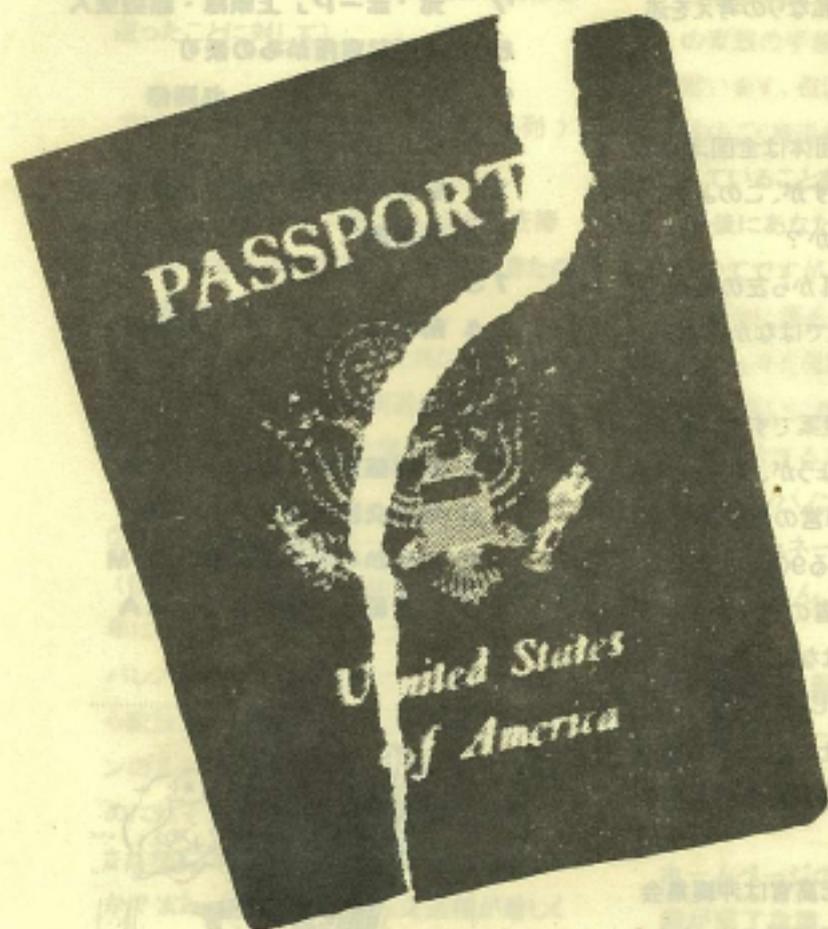


帰国者の裁判を考える会

東京都港区新橋2・8・16新橋石田ビル4階 教授連絡センター 気付 電話03(3591)1301
郵便振替 00120121398834 「帰国者の裁判を考える会」 定価200円 年12回分 3000円

ザ・パスポート



1998年6月6日発行

72

充実感のある闘争

I. K.

破防法から組対法・労働法の改悪・ガイドライン等、世の中は騒然としています。

(私達にとっては)それらに対して、どのように闘ったら良いのか、私なりの考えを述べたいと思う。

過去、反対するセクト・団体は全国津々浦々、各自各自、行動しますが、このようなやり方は効果はあったろうか？

むしろ、権力側は右の耳から左の耳へ、と素通りしてきたのが現状ではなかったろうか。

そこで一市民としての提案ですが、過去色々しがらみがあったでしょうが、お互いの共通項で団結して、左の陣営の自己満足の闘争ではなく、対岸に居る90%以上の人たちに分かり易く、生活者の視点から呼びかけたら前進するのではないだろうか。

沖縄の大集会を思い出して欲しい。

あのような大集会を本土でも、二、三個所でやったなら、米・日の権力者の心胆を驚かしめたいと思う。

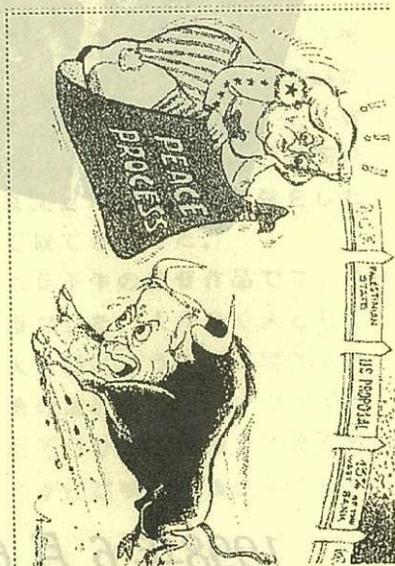
現に、米国・国防省の元高官は沖縄集会について、「本土で二、三個所でやったなら安保を考え直さなければ」と言ってます。

今までの闘争じゃ、権力・公安の増員予算の増加につながる闘争だと思います。

権力・公安を喜ばせるドンパチ闘争ではなく、充実感のある 闘争 をしようではありませんか。

<目次>

- 2 目次・充実感のある闘争 I・K
- 3 週刊報告 会 計 報 告 浜田由紀子
- 4
- 5
- 6 ベイルートの空と海は青かった
- 7 元「赤一P」上映隊・渡辺重人
- 8 こすげ取寄せ所からの挨拶
- 9 丸岡修
- 10 ちょっと注目 M
- 11 社会人一年生<3> 吉村和江
- 12 仲間達へ 浜田由紀子
- 13
- 14 解放区 丸岡修
- 15
- 16
- 17 死刑確定中・感想文 HA
- 18 和平交渉はなぜ? M
- 19 海外からの通信の御紹介 M
- 20 会計報告・編集後記 HA



懲罰報告

98・5・24
浴田由紀子

『ザ・パスポート71号』で「浴田懲罰」において、懲罰の原因は”「領置品の数量オーバー違反」とそれに「抗弁して」追加懲罰」と報告されていますが、正確ではないので以下に訂正します。私の報告が遅れたために、編集部に迷惑をかけ、みんなに余計な心配をさせてしまったこととお詫びします。

1) 懲罰の原因は？

原因は、当局の一連の訴訟書類・公判資料図書の房内所持規制とそれを口実にした差し入れ妨害等の嫌がらせの処遇に抗議を続けているためです。(しばしば懲罰は、「いつの、どの行為を根拠に」と言いますが、明確な基準はなく、全く恣意的なターゲットにされている者の行為をピック・アップして弾圧の口実とされます。)

2) 経緯は？

3月中旬に女区区長は、はっきりと「女区では、大量の資料を持っているのは浴田だけだから、浴田を潰せば女区は完璧になる」由のことを公言して、自ら”浴田の資料管理・制限”に直接乗り出して来ました。(例えば、房内所持量を房内に座り込んで、自らメジャーで計ったり…。本の出し入れを毎日、自分のコンピューターに記録したり…)

4月に入って、パンフ・訴訟書類等の差し入れがあると「7mm入ったから、明日の昼までに7mm出せ」とか、本が差し入れられると「先に房内にある(10冊に制限されている)ものを出さないと本は(どんな物が入っているかも)見せない。差し入れ伝票には受け取りの指印を押せ」とか言うようになりました。「それではどんな物が入っているか分からないから、指印を押すわけにはいかないし、何の本かも分からないで、今持っている本と交換するかどうか判断することも出来ないじゃないか」と抗議するという日々が続いていました。同時に4月に入って、それまで「公判資料」として房内での所持を認められて来た事件や刑訴法に関連した数冊の本について「公判資料として認められない」という一言で本は区長に押さえられ、私は裁判の準備も不可能になっていました。

4月13日になって、友人から本3冊が差し入れになったところ今度は、看守が廊下に立って本3冊の背表紙を私に向けて、「物はこれ！だから差し入れ伝票に指印を押して領置するか差し替えるか決めて」と言い出しました。背表紙見たって何の本か理解できるわけじゃあないので、一旦、私に手渡すように言って、配食台の上に置きました。私が伝票と共に机の上で記録(差し入れと領置を自分のノートに付けている)しようとする、急に顔色を変えて「ダメ！この台の上で書いて！」と言い出しました。(ドアの影に人が来たのが分かりました。区長です。)私は「なんでそこまでやる必要があるのよ！」「いい加減にしなさいよ！」と手

にしていた本で配食台をバンバンと叩きました。区長も顔を出したので、「差別は止める！いじめは止める！」などと抗議し、こうした不当処遇の説明を求めようとしたのですが、彼は向きを変えてスタコラ、スタコラ……。

この際の「バンバン」。これが「ソボー行為」と言うわけです。(少し大きな声の「差別は止める！」「いじめは止める！」「なんでそこまでやる必要があるのよ！」等々は、一切問題にはなっていません。(問題にすると、この質問や抗議の根拠が問われるからでしょうか?)同日点呼後になって、区長は他の人が読んでいるとウソを言わせて私を呼びだし、誰も聞き取れない早口で「〇〇〇の件で取り調べる」と言ってスタコラ、スタコラ、事務所のロッカーの奥に逃げ込みました。(彼の机は廊下から見えるところにあるのに……)「何を言っているのか理解できないので、分かるように言いなさいよ！」とか「自分が用事があるんなら、他の人の名を使わないでなぜ、本当のことを言わないんだ」「隠れてないで、ちゃんと説明しなさいよ」とか言っても、誰もいない事務所の奥でジーッ！他の看守もみんな廊下でポカーン！！後日彼は「あのとき言ったのは、ソボー行為の疑いで取り調べると言ったのだ」と言っていました……情けない！

4月20日になって、事情取り調べというのを主任(女)がやろうとしました。これは検事や警察の調べと同じで、彼らが創ったストーリーの「調書」を作って、そこにサインや指印を押させて証拠にするためのものです。私は「不当利益処遇」(罰)を前提にしてい

る以上、憲法に保障された弁護を受ける権利を行使したいので、まず弁護人を選任して、弁護人と打ち合わせ^せの上で調べには応じたい」由のことを言って、翌日、所長宛てに「国選弁護人選任願」を提出。更に日弁連人権擁護委員会に対しても同主旨の依頼を行ないました。

その後、4月30日に「懲罰審査会」という儀式を警備隊に周りを囲まれた状態で行ない、「補佐人」という東拘職員が「弁護人に代る者」として事情を聞きに来ましたが、この審査会で何らかの役割を果たすわけではありません。)

翌5月1日、「配食台をバンバンと叩いたソボー行為により、“^{へいさん}軽^{へいさん}禁^{へいさん}文書^{へいさん}図画^{へいさん}閲覧^{へいさん}禁止”7日間」の懲罰を執行されたわけですが。「^{へいさん}軽^{へいさん}禁^{へいさん}文書^{へいさん}図画^{へいさん}閲覧^{へいさん}禁止」というのは、簡単に言うと、一切房からは出さない(運動・フロ・面会・医者^{へいさん}の診察は原則なし)一日中、房内の所定の位置に座っていなければならない(洗濯・掃除も決められた時間のみ、房内運動もダメ)という健康破壊肉体的拷問。手紙の受け取り・発信(弁護人でもだめ、許可が要る)も、文書の閲覧(公判資料を含む)も筆記もダメという防禦権、交通権等の侵害というものです。但し、願出によって、公判準備は保障するというのですが、届け出た必要な訴訟種類を房内に置くことは出来るが、読んだり書いたりするのは、「午後5時から午後8時50分の間のみ」というわけで、これも形式的な「保障」でしかありません。

3) 体調について

私は4月中、体調を崩していました。4月30日に運動中に倒れてしまった(貧血かもしれない?)。その後、食欲が全くなくて、5月1日に頑張って食べたら、昼からひどい下痢になりました。そのトイレから出てくるのを待って懲罰を執行。

懲罰中は、5月2日から(1日は手続きが間に合わなくて)病人舎に変更…。3日午後には、食欲は出て来たのですが…脱肛…(ずっと座っていなければなりませんから、悪くなるだけです)。医者が診察しても「懲罰中なので横臥させるわけにはいかない」という理由で、ドンドン悪化させて5月6日になってようやく、病気のために執行停止・横臥許可になりました。しかし悪化するにまかせたものは、そう簡単には治りません。当局は3日にあけず、「懲罰をやるかどうか見るための診察」を強制しています。(今は診察は拒否して「懲罰はやりたかったら、やったら良い、云々。体調が悪いのを知って懲罰をやったのだから、同じでしょう」と言っていますが)懲罰の残り2日のために「1日も早く治ってほしい」と考えてくれているのかも知れません。(しかし医者が「このまま寝てれば、手術はしなくて良くなるかも」と言うので「横臥許可にしたから(懲罰)出来ないから困る」と言って、治すのは妨害したりして。)

4) 闘いはこれから!

そんなわけで闘いは続きます。不当な公判準備妨害・防禦権の侵害に抗議を続け

ていることに対する一連の嫌がらせ・弾圧の一環として今回の懲罰はあります。

公判準備妨害(訴訟資料制限)への闘いと同時に、懲罰という名の獄中(密室)における著しい人権侵害に対しても、「転んでもただでは起きない」闘いを準備中です。

心配をかけましたが、ヘコタレテハイマセン。

いっぱい知恵と力と元気を貸してください。

闘いを進めます。共に!

*ちなみに、体調の方は5月24日現在、だいぶ良くなっています。体力も付いてきています。「寝続けて治す」ことは許されないうのですが、「完治する」ことを目指しています。

**** 編集部より ****

71号での浴田さんについての報告が事実に沿わないものであったこととお詫びし、訂正致します。

東京拘置所による公判準備妨害や、全く著しい人権侵害に対して、怒りを感じます。同時に、救援会として浴田さんの呼びかけにはきっちりとお応えしていきたいと思えます。

読者の皆さんの知恵と力を是非、お願いします!

(「仲間達へ」「懲罰報告」の文中の小見出しは編集部が付けたものです)

ベイルートの空と海は青がった

元「赤-P」上映隊・渡辺亜人

ベイルートの女性達は、彫りが深くみな美しい。今の季節は冬だというのに、なかには大胆に胸の谷間を見せた服装で街を闊歩する若い女性もいる。夏になったらどうなるのだろう。目のやり場に困るというか、まさに目の盆と正月が一緒にきてしまうのではないだろうか。

ウィンピーというハンバーガーショップに入る。コーヒーを注文する。ここではどうかアラブ圏全体なのだろうが、どろっとしたターキッシュまたはアラビックコーヒーが出てくる。日本で普段飲んでいるものは、ネスカフェといって注文する。するとポットのお湯とカップ、袋に入ったインスタントのコーヒーの粉が出てくる。なんのことはないネスカフェのインスタントコーヒーにすぎない。ハンバーガーとサンドウィッチを注文するが、これがまた出てくるのがじつにのんびりしている。

土曜の夜、前日逢ったトリポリのO氏の家族達、救援運動を行っているJ君の友人達ともどもJ君の家へ招待された。J君のお父さんN・W氏はレバノンの国会議員で、日本赤軍の5名の拘束劇について、国会で政府・検事総長らを追及した質問を行った人だそうだ。私達が居間で談笑している途中に、N・W氏が帰ってきた。部屋に入るなりズボンの尻ポケットから拳銃を取り出し、引き出しにしまい込んだ。車の中にはカラシニコフがいつも積んであるという。この国では何時でも緊張感をもっていなければならないということだ。特に政治活動を行っているからには。

J君に紹介されて握手を交わす。J君の年

齢から推測すれば、私とN・W氏は多分3〜4歳くらいの違いしかないのだろうが、その存在感はなかなかのもの。修羅場をくぐり抜けてきた人間の、厳しさと暖かさを感じる。

J君の妹にも紹介される。19歳で美術系の学校に行っているという。スレンダーで目のキラキラ輝いたとても可愛い子だ。足立さんが獄中で絵を描いていることを知って、色鉛筆とスケッチブックを差し入れにくれた。日本映画のことにも興味をもっていて、黒澤明や溝口健二のことも知っていた。が、さすがに映画監督としての足立正生のことは知らないようだ。

トリポリから着いたO氏の家族、J君の友人達を交えしばし居間で座談。お土産でもっていった一口サイズの羊羹をみな珍しげに食べている。私などは、一つ食べるだけでいささか持て余しぎみだが、J君などは「おいしい、おいしい」と言っ、三つも四つも食べている。ここでは甘いお菓子は、うんざりするほど甘いし、紅茶やコーヒーにも砂糖を沢山入れるようだ。

食事の用意が出来てみな食卓へ。どこの国でも、食事とお酒が人と人の心を通わせる。J君のお母さんと、手伝いに来ていたパレスチナ人のおばさん二人の手作りと思われる沢山の料理がテーブルに並べられた。総勢14人で賑やかに会食。終わって居間でデザート。J君の友人達から、日本での様々な運動の現状などいろいろ質問があった。ヒロシマ・ナガサキのことに大変関心をもっている人もいた。写真展をやってみたいと言う。が、夜も遅くなり時間切れで、後日ミーティングをす

ることを決めお聞き。

「君の家へは、この後も2回おじゃますることになるのだが、いつも暖かく迎え入れてくれた。家族ぐるみで5人の救援活動をやってくれている。日本赤軍の活動が、この地で多くの人々に受け入れられていることを、この1週間の滞在中に肌で感じ取ることができた。正直なところ彼らの「政治亡命」という方針について、ここに来るまでは何をナンセンスなことを言っているのだという気がしたが、ベイルートに来てみてその様な方針が出てくるだけのリアリティがあることが理解できた。

今までの日本の様々な運動体の中で、27～8年間一つの地で活動を続けてきたというのは、状況が違うとは言え朝鮮民主主義人民共和国にわたった「よど号」の人達、そしてこのアラブ・パレスチナの日本赤軍の人達をおいてはいなかったのではないだろうか？（コミンテルンなどで個人として活動を続けていた人はいたのかもしれないが・・・）彼らがその地の人々から、多くの支持を受けていることは、彼らがその地に根づき、その地の人々と多くの交わりを持ってきたことの証しだと思う。

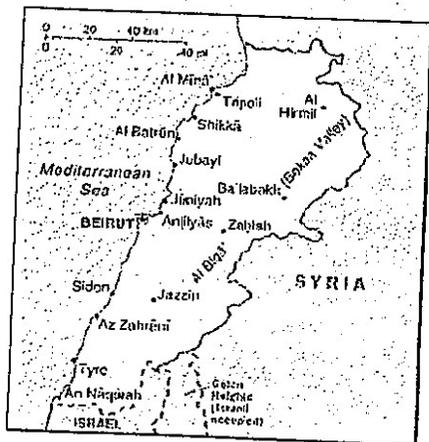
日本赤軍は、その活動の中で多くのものを獲得してきただろうし、また多くのものを失ってきてもいるだろう。この間の後退局面の中で、様々な矛盾が顕在化してきていることもあるだろう。その総括は問われなければならない。と同時に、60年代末から70年代へかけて同時代を生きてきた人間として、自らの総括もまた問うていかなければならないと考えている。

二次ブントがつよくもっていた問題意識、プロレタリア国際主義、世界性。その政治路

線としての世界同時革命。そして赤軍派の路線へと純化、昇華(?)された、世界党—世界赤軍—世界革命戦線の構築、国際根拠地の建設というそれが、当時のイメージ(想像力)とロマンとしての世界性、国際性から、救援運動という極めて実務的な具体性が問われる現実になってきていることである。ここ十数年の現実には、国外で被逮捕、日本への強制送還。アメリカで被逮捕、裁判。ネパールで被逮捕、アメリカで裁判。カンボジアで被逮捕、タイで裁判、レバノンで被逮捕、裁判 etc. ここでは被逮捕者との交通権の確保、言語の障壁、各国現地の法体系の違い、救援活動の財政的負担の問題等重い現実がのしかかってくる。しかしそれは被逮捕者の中に、かつての友人達、同じ釜の飯を食い酒を飲み、同じ屋根の下で寝た友の顔を見い出せば何かをせねばならないだろう。それは決して嫌なことではないのだから。そして、ここ30年間の総括作業をともにやっていくことになるのだから。

最後に、いまレバノンや日本、アメリカ、タイなどの獄中に在る諸兄諸姉が困難な中、闘い続けておられることに心から敬意を表します。

ベイルートの空と海は青かった。(了)



こすげ収容所からの便り

98・5・21丸岡修

皆さん、こんにちわ。71号には何も書か
なかったの、「体調が悪いのか」と心配の
便りを頂きましたが、体調は病舎暮らしで
微熱が続いたままではあるものの悪くはな
っておりません。いやあ、本誌執筆者が増
えて母屋から納屋に移ったもので、とい
うのは冗談で、以前のように書く体力がない、
それだけです(字数制限を受けるようには
なったが…うれしい嘆き)。

1. スハルトの大統領失脚(インドネシア)

65年のインドネシア革命を破壊したスハ
ルト軍事独裁政権が崩壊したことは、非常
に喜ばしい。アジア資本主義の経済発展と
共に各国において「開発独裁型軍事政権」
が生産力の発展には桎梏になり、議会を
中心としたブルジョア民主主義への移行を
必要とした。唯物史観で言えば、必然的変
化と言える。これだけでは不十分な説明で
はあるので以下、補足します。

一つには、「グローバル経済」として第三
世界諸国の民族経済を支配するために帝
国主義陣営(米欧日など)が民族自主経済
の破壊、市場の完全なる自由化をインド
ネシアに迫った外圧がある(IMF体制、WTO
体制)。かつてはスハルト独裁政権を支え
た米日などの帝国主義は、市場開放の妨
害物となったスハルト政権の交代を望んで
おり、スハルトは後ろ盾を失った。

二つには、長期独裁政権が政治、経済の
停滞をもたらし、人民の不満がかつてなく
高まり、その不満を背景にした学生の決起、
危機感をもったエリート支配層と軍部のス

ハルトからの離反をもたらしたことがある。
一族支配の独占企業の存在自体が、民族
経済の活性化を阻害するものになった。

皮肉な事に、相互補完関係にあったIMF
(国際通貨基金)とスハルト政権の矛盾が
崩壊を早めたと言えよう。通貨ルピア危機
から西側諸国はインドネシア経済の安定化
を、アジア全体の金融危機、経済危機を避
けるために必要とした。それがIMFによる
金融支援であった。しかし、それは市場の
安定開放、公共料金の値上げ、民営化の
促進などを条件としたIMFコンディショナリ
ティーとスハルト一族の独占企業の権益の
対立を生んだ(一族支配の解体が条件)。
しかしスハルト側は公共料金の値上げ(西
側はこれを「改革」と言う)などを結局は飲
む。それが「暴動」の原因にもなる。

インドネシア階級情勢の問題を一つだけ
書いておく。スハルトは人民の生活困難を
政治的には反共産主義を煽り、経済的に
は富裕層の華人への反発として煽ってきた。
それが上に、過去何度かあった暴動では
憎悪の対象が政権には向かわず、華人商
店の破壊・略奪に向かっていた。今回の暴
動も公共料金値上げなどを強制したIMFの
主役である日本企業や米国企業には向か
わず、最初は華人商店に向かった。やがて
スハルト一族の資本に向かったが、インド
ネシアにおける人民がおかれた状況は、暴
動が革命ではなく、略奪に向かうものとし
てであった。明日の政治的自由よりも今日食
べるものという現実がある。(インドネシア
の生活水準では、日本企業の係長クラス

の者が、その賃金で庭付きの家に住み、現地妻を”雇う”ことが出来る。日本では中流の下でもフィリピンやインドネシアでは上流階級の暮らしが出来る。醜い日本人には天国。

2. 駐レバノン大使石垣インタビューを

どう読むか。

私はこのように考えます。石垣の言う「彼らが日本で死刑になる可能性は極わずかだ」は、日本とレバノン政府の間に、岡本同志の再裁判と死刑判決問題が引き渡しの障害であることを明確に示している。石垣は嘘と問題のすり替えでごまかしている。「彼ら」と5人全体をまとめて死刑にならない可能性を述べている。死刑求刑のない4人を含めれば当たり前のことだ。すり替え論理である。東アジア反日武装戦線と連合赤軍の同志たちの死刑は確定しており、「日本の司法動向」から言えば、岡本同志は確実に死刑判決を受けるのに「極わずかだ」としていることが嘘である。

数年前に、日本で同居中の日本人女性を殺害して国外逃亡し、日本警察から殺人罪で追われていたイラン人がスウェーデンで逮捕された。日本政府が犯人引き渡しを要請したところ、スウェーデン政府は死刑を判決しない保証を求めた。日本は「判例から言って今回の殺人罪では死刑にならない」と回答。スウェーデンはそれで満足せず、確証を求めた。日本は「司法の判断を保証することは出来ない」と建前回答。スウェーデンは引き渡し拒否を決定した。

考える会の皆さんはこの事例を思い出してください。

ある同志は私に「もし、日本が岡本を死刑にしないと保証したら引き渡されてしまう」と聞いてきた。もしそうならば、日本赤軍としては大きな痛手だが、日本の死刑廃止運動の利益から言えば、死刑判決を阻止する意味において前進であり、それだけでも意味がある。しかし、日本の官僚の発想としては、アムネスティ・インターナショナルが求めるような保証を与える事は絶対ない。

死刑を求刑しない、判決しないことの保証を求める戦術は有効なのです。

もちろん、実現すべき目標は、5人全員の即時釈放。レバノンでの政治亡命、日本への引き渡し絶対阻止でなければなりません。しかし、**実際の運動においては、最悪自体(5人全員の引き渡し)をも想定した上で、それに抗する戦術を用意しなければなりません。これは軍事作戦だけでなく、政治戦においても、商売においてもです。目標の最大限を実現するように全力を傾けつつも、最悪事態を避ける闘い方が必要とされます。そのためには獲得可能な目標(岡本同志の引き渡し拒否)の実現に有効な戦術にも力を入れなければなりません。**岡本同志が日本に引き渡されてからでは遅いのです。絞首台から彼を奪還することは出来ないし、仮に無期懲役になっても、日本の刑務所の精神病棟^Yに入れられれば確実に廃人にされます。そして、岡本引き渡しは、日本赤軍の中東での敗北・終焉を意味します。中東での日本赤軍とは、

リッダ闘争あつてのものであり、決してそれ以上のものではありません。(更に言えば、岡本同志の引き渡しを阻止すれば、他4名の引き渡しの可能性も極めて低くなります。日本赤軍はアラブ革命組織との絆は強いものアラブ人民にとって日本赤軍メンバーとは、「リッダ3戦士たちの同志」以上ではありません。

日本政府は岡本問題の存在がネックになっていることを、我々並みかもしくは、我々以上に知っています。多分、5人の中に岡本同志が含まれていたことが誤算でしょう。岡本同志がいなければ、且つ公表されていなければ、それこそ即時引き渡しが行われ

たかも知れません。会としては、是非デイリー・スター紙に、東アジア反日武装戦線・連合赤軍の同志たちに死刑が判決されていることの事実、永山則夫氏裁判における最高裁の死刑判決の基準を示し、岡本氏が日本に引き渡されれば、死刑求刑が確実である旨を伝えて欲しいと思います。(刑法第5条は死刑判決にならないことを決して保証してはいません)

☆5・30リッダ闘争
26周年!
☆プロレタリア国際主義の勝利万歳!



タイトル

ちよつと注目

日本・レバノンの自由民主党
国会議員連盟はハリリー首相と何を
話した!? (M)

(以下は自由民主党の国会議員・古屋圭司のホームページより抜粋したものです) 連休(注:ゴールデン・ウィークのこと?)を挟んで、私は日本・レバノン自由民主党国会議員連盟の事務局長として森喜朗会長とレバノンを訪問した。(中略)

レバノンと言えば、岡本公三に象徴されるように、テロや内戦で危険な国というイメージがありますが、現実にはすでに内戦も終結し、かつての栄光に向け、活気溢れているのです。(中略)

1) 72時間以内のVISAなし渡航を新たに実施。私達が滞在中に3日間で3組の日本人観光客と出会いました。(中略)

2) 日本赤軍の岡本公三については、レバノン司法当局の裁判による刑期を経て、日本側と身柄引き渡しにつき、真摯に対応することを確約。レバノンがテロリストにとつての聖け込み寺になるようなことは絶対にしないことを、確約。(注:太字・下線は編集部)

3) 情報通信関係(簡易型携帯電話)のインフラ整備を初めとする我が国の技術提供による復興支援。

4) ハリリー首相の我が国への、公式訪問。
(以下略)

社会人一年生<3> 吉村和江

今回は、5月失敗の巻き。心の片隅で「私、少しはやれるようになったのかしらね？」なんて増長していたのが、みごとに打ち砕かれました。

班の先輩の一人(他に2人おります)から、「あの、階段とホールのヒール・マークだけは、きちんと落として、一人が手を抜くと、皆が嫌な思いをしなくてはならないからね」と注意を受けたのです。とたんに、ハッと目が醒める思い、「こんなもので良いのかな？」という好い加減さが、自分の仕事の出来を見えなくさせていたことに気づきました。前々から、私が担当している北側階段が南側と比べてきたないことがきにかかっていたのですが、特に3階、2階、1階の踊り場、きっちりと落とさないで、「今日はこれだけで良いか」などと済ましていました。要求されている質に到達していないと自覚しつつ、到達する努力を怠っていたという訳です。「よし」と、汗水垂らして(字義どおり)、せっせとヒール・マークと格闘を再開したものの、数日後、今度は「身障者用トイレを、もっときれいこと、会社の担当から注意。5月はバツ2の成績なのです。

始業は8時でも、(恐らく)7時頃から仕事をしている先輩M氏。ドリンク剤を飲みながら頑張る先輩Sさん(65歳ぐらい)、71歳ながら我々3人を率いる班長のCHさんに、本当に申し訳ない気持ちでした。確かに、私はこの仕事についてたかだか4ヶ月ですが、もっとまじめにやれなかったらどうかと自問しています。仕事の手順、準備、やり方など、きっと工夫できたのに、「この程度で良いか、まっ」ということでは、プロ足り得ません。出来ない理由はいくつもあります。か、どこを、どう直せばうまく行くのかを、まじめに工夫した結果受けた注意ではないように思えます。

反面、この注意を「早う、一人前になれ」ということと受け止め、更に努力したいとも考えています。「掃除歴4年、5年、10年の先輩のように出来なくて当たり前。私は半人前だから」と考えていたのが、恥ずかしい気持ちです。班の誰もが、初めての仕事に取り組み、汗水垂らして、毎日の工夫を凝らしてきたから現在の力量がある訳です。私も、これから、半人前への道＝一人前の前段を巡ろうということ。

これまでの仕事ぶりを振り返って見ますと、「今日は、きれいに出来たから、ま、良いか」というような点が、実はまずかったと反省。「今日は、きれいに出来たけど、明日はもっときれいにしよう」という持続性が問われているのだと思います。あすなるの精神です。

でも、やはり何事も、プロの道は険しい。当たりのことをかみ締めている51歳です。因みに、赤軍の中で、働いた経験のないのは私ぐらい。他の同志たちは、運動の経験、実社会の経験を持っている大人達でした。自分が今、毎日やっていることを、同志たちは何十年も前に踏み越えて行ったのだな、なんて思ったり。

また、自らの両親が、毎日大変な思いをしながら働いてくれたことも、今更のように実感し、感謝の念が、注意されて、口惜しくなかったと言えようになります。しかし、やるからにはきちんとやらないといけないのです。ヒール・マーク落とし作業に疲れて、ため息をつきながら、このビルの中で同僚3人が、やはり「あっ、疲れたな」と思いながら働いていることを思い出し、「よし、一息いれて、やると決めた所まではやろう」と思ったり。6月は、注意された所を直したいです。梅雨になりますから、階段掃除はさらにシビアになるでしょう。でもがんばります。



梅雨時は
フロン乾し機
チェッカーの
暗転前に
やるわけ
心がつ
あ!!



若くはお若い
方法によって
み寄せ下る。

◎お酒を飲む方、

働き盛りの方の健康維持に。

◎いつまでも若々しくあるために。

仲間達へ

98・5・24 浴田由紀子

いつの間にか、5・30の季節です。

御元気ですか？ 困難な獄中生活を強いられている同志たちも、体を壊してはいませんか？

1) 地中海のキセキ？！

レバノンは今、最高に美しい気持ちの良い季節ですね。町にはカラス(さくらんぼ)の屋台が並んでいるのでしょう。南部の海岸やピジョン・ロックの辺りでは若者たちが泳ぎ始めているのでしょう。

地中海の水は日本の海よりしょっぱいのを知っていますか？ たぶんいろいろな大陸の血と文化が交じり合って濃くなったのです。(日本の海だって日本海側は太平洋よりしょっぱいです。)だから、日本では泳げなかった人も、地中海では泳げるようになります。私が初めて地中海に入った時、…いわゆる海水浴場ではなくってどこかの海だったのですが、一緒に居たパレスチナの同志が「女の人はズボンもTシャツも着たままで入って」(モスレム地区では女性は肌をむき出しにしない)というので慌てました。それだけでなくエッチラ・オッチラの泳ぎっぷりなのに、こんな遠海で、服着たままで水に泳げるとは思いません…のに、これが浮くのです。後日、水着で泳いだら、信じられないくらい「上手」になっていました。どこかの川で「飼い犬」に泳ぎを教えてもらった(?)らしい「カナヅチ」の同志もしっかりバチャバチャと浮いていられるようになったから不思議です。(何故か彼

女は、フォームはきれいなのに前に進まなくて「立ち泳ぎ」みたいになります。)かの美しい150mぐらいの岬の間を補助網と泉水同志の伴泳ぎで泳ぎ渡ったのと、3mぐらいの高さから飛び込む勇気が湧いたのはたぶん「地中海のキセキ」です。

南部の子供たちは、自由に浜で遊んだり、海で泳いだり出来るようになったでしょう。美しい浜があるのに、海があるのに、魚雷や砲弾や地雷の危険があるために近づけなかったレバノンの海を、一日も早く、子供たちに返したいものです。ルミエの同志たちや山本同志たちにも、あの青くてしょっぱくて暖かい海で思い切り泳げる日を一日も早く実現しましょう。

2) 浴田裁判を密室裁判にさせるな！！

浴田裁判は、今月から75年5月19日当時、各同志や友人の所を家宅捜索したデカの証人調べを開始します。検事は「浴田と事件との関連を立証する」ために、何と5・19当日一緒にバクられた7人の同志たち全員ぶんど、後日手配になった2人の同志の分、更に数人の友人達の分…の全てを証拠提出してきました。そんなにまでしないと立証できないということなのか、それとも他の企みでもあるのか…。いづれにしても、第一次統一公判の同志たちを後悔の法廷に呼ぶ以外に検事側の立証は成立しない構造が着々と準備されています。私達はしっかりと第二次統一公判の内実をうち固めていきます。

大道寺、益永両同志の証人出廷は10、

11月になる予定です。公開法廷での証人尋問を実現すべく、東京拘置所に『出廷』妨害はしないで』と、裁判所には『東拘の言いなりにって司法の独立を捨てないで』と要請する署名を集めています。確定死刑囚であるからと言って公開の公平は裁判所で真実を語ることを妨害されるいわれはありません。証人の「身分」によって本来公開であるべき裁判を密室に持ち込むとしたら、それ自体が裁判に予断と偏見・差別を持ち込んで公平性を放棄することに他なりません。浴田裁判をそのような違憲裁判として進めるわけには行きません。読者の皆様もどうぞ署名集めに御協力ください。不当にも確定死刑囚とされている将司^あと、公開の公平な裁判の場で再会しましょう。

3) 領置品制限はこうやられている！

東京拘置所における訴訟書類・資料制限は今も続いています。それに抗議している私は5月1日から「7日間の懲罰」という報復弾圧を受けています。(詳しくは別記に報告しています。)拘置所・刑務所における在監者締め付けの強化、ことに訴訟書類制限のような、行政当局による裁判そのものへの不当な介入と、弁護人の活動と裁判闘争そのものへの直接的な妨害は、一連の戦身体制づくり、人民管理支配体制づくりの動きと同質・一体のものとしてあります。

日本赤軍の5・30声明は何を呼びかけているのか！？
我々はこれをどう受け止める。



4) 持ち場からの闘いを！

既成事実の積み重ねによるなし崩し的な憲法の骨抜き化・解釈改憲策動があらゆる方面から進められていると言えます。

21世紀に向けて、新しい世紀を真に人民主権の全ての人々の平和で対等に、共に生き得る世紀にするために、足元からの一つ一つの不正に抗していく闘いをつながり合う中で力を組み合い、一つにしていこう闘いをさらに力を合せて推し進めましょう。

持ち場からの闘いを、ひるむことなく進めます。共に！

「ヒューマニズムと民主主義」
日本赤軍、ソフト路線？

支援者に声明

「ヒューマニズムと民主主義の徹底を高く掲げる」
——日本赤軍が国内の支援者あてに送った声明文の中で、「民主主義」という言葉を多用して新たなソフト路線を主張していることがわかった。これまでは「アメリカ帝國主義」「日本独

占領本」など、攻撃的な表現を使って「社会主義革命を自指す」ことを強調してきた。今回は「革命」という言葉さえもひそめている。この声明は、一九七二年五月三日日、イスラエルのロッド空港(現ベングリオン空港)で起こした乱射

朝日(夕)
78.5.27

事件を記念して毎年発表している「五・三〇声明」今年「新しい時代の新しい戦いを共に」と題されている。これまでの闘争を

振り返ったうえで、「過去の戦いの香足面から、国内の人々との出会う回路を持たない私たち」と自分たちの立場を率直に表現している。さらに「思いこみと凶に乗りすぎた」「直線の自己解放ではなく、社会の持ち場から多様な人間らしい生き方を求める戦いをしていく。」
「逆して再会を果たしたい」とし、「私たちはヒューマニズムと民主主義の徹底を高く掲げて進むことを宣言します」と結んでいる。
支援者は「社会主義を自指す方向は変わらないが、その過程として民主主義を強く意識した内容」と分析している。

解放区

98・5・20

丸岡修

●70号P5/M氏からの一言に関し、日本赤軍の非合法活動の問題

(1)70号P4においての私の「69号解放区の訂正」に対して、編集部のM氏から一言ありました。日本赤軍の非合法活動を問題として「浴田拘束時に会議録を取れ…」と69号で私が書いたことに対して、浴田同志から「私はそのような物を一切持つておらず、取られてもいない」と訂正要求があり、70号で訂正しました。それについてM氏が「意図不明」と指摘。

「読者に分かり易く」ということなので以下、説明します。私に直接来た読者の手紙では、事実訂正としてあるのだから意味は分かる とありました。しかしM氏の言いたいことは文書を取られたかどうかではなく、「浴田さんが拘束された時に文書を取られなかったとしても、日本赤軍としては別の場所であつても文書を取られたのだから、その誤りについての日本赤軍自体の非合法活動の問題として述べるべき。浴田さん個人に責任があつたかどうかの問題として述べる意味はない」ということでしょう。それはその通り。ただ実際に浴田が所持していたか否かの事実訂正は必要だから書いたものです。

日本赤軍の非合法活動における誤りは、96年5月に吉村同志がペルーで拘束された後の号で書いてあります。87年の丸岡

拘束以降の失敗を教訓化出来ていない。特に95年浴田拘束の結果を学んでいないが故の吉村拘束であり、これでは赤軍のキャッチ・フレーズ「難局を勝利の土台へ」を実行することは全く出来ない、というようなことを書いています。吉村拘束時の問題は、日本赤軍が持つ「保安原則」のイロハを無視した誤りがあり、組織として一人一人の行動が改められ、原則通りの活動が出来るようにしておかなければいけないのに、それが何ら実行されていないことにありました。当然に敵が張り込んでいる所に接近してはならないのに接近している(接近する必要があるのなら拘束を予測した準備が必要)、何の保安措置もせずに住所録などをフロッピーに入れている、白色地区なのに半解放区でのような文書管理、革命組織と名乗るには余りにも恥ずかしいあり方でした。過去のあり方を改善するどころか後退しており、難局が勝利の土台にではなく、敗北の土台になっていたと言えるでしょう。私達にとって一度目の失敗はやむを得ませんが、二度目の同じ失敗は許されず、三度目も繰り返すなら、革命組織という看板は降ろすべきでしょう。

浴田拘束後に別の場所で文書を取られているのが事実とすれば、(獄中の私には確認のしようがない)、そこを担当していた同志は、自身が拘束されてでも文書や他の同志・友人を防衛することを第一にすべきであつたのです。その同志自身が何を取られても逃げ切ることが第一の場合もありますが、(条件・状況・被害の程度などでどちらを重視するかは変わる)。ある組織では、

敵に取られるよりは忘れる方が良いとして、重要機密は持ち運ばない、出来る限り記憶に頼るやり方をとっています。

しかし日本赤軍では徹底出来ているとは言えず、書き残してしまう誤りがあります。獄外にいる同志たちには次のように言いたい。

公然分野における非合法主義、非公然分野における合法主義を改めてほしい。

(2) 話は変わって、私の被逮捕を同志たちはどのように考えていたのだろうか。「あーあ、丸岡が失敗した」と思っただけなら、「オレは大丈夫」として同じ失敗を繰り返すでしょう。「保安だ、保安だと口うるさかった丸岡がなぜ失敗したのか、組織のあり方、活動のあり方にどういう問題があったのか」と総括してくれたとは思いますが。

風の便りでは、私が逮捕された原因を向この同志たちは、マスコミ報道を鵜呑みにしたのか、「丸岡帰国直前にレバノンで医療活動をしていたNさんの帰国があり、公安当局が警戒していた所に、同じ香港ルートで帰国したから」と受け止めていたらしい。もしそう総括していたのなら間違いであり、日本の公安当局の力を過小評価しています。そもそも私がやられたこと自体がそれまで国内に自由に出入りできたという私の慢心から、国内友人の忠告に耳を貸さずに公安警察の力を過小評価したことに原因しています。

私の発覚は、警察発表を鵜呑みにしたマスコミの「N医師の帰国があった」からでも

なく、「たまたま挙動不審の人物を職務質問したら丸岡だった」のでも全くありません。沖縄国体に天皇が戦後初めて行くことになり、87年春から警備が強化され、夏には

沖縄(ウチナー)に出入りするものの監視が強化されていました。現地の人から聞いてある程度のことは知っていましたが、こっちは「天皇訪沖阻止」目的ではなく、公安の動きを軽視しました。更に中国への出入りがあって、公安のチェックリストに私の使用旅券名義が入ったようです。チェックされれば、すぐバレます。

11月の帰国前日に旅行代理店を通して日航の航空券を取得したところ、その日の夜に日航から問い合わせがあったと旅行代理店から連絡がありました。「東京の住所を教えろ」というもので、普通は東京着後のリコンファーム時に尋ねるもの。うん？とは思ったものの無視、空港で機内の席指定にうん？、隣に座った者の挙動不審にうん？と思っただけ、自分に関係ない。成田空港入管前で私服公安らしい者に気づく、箱崎町エアターミナルに着いた時にもすぐ私服2名に気づく、しかし「職質」が始まるまで「自分には関係ない」と判断してしまっていたのです。成功している時は早い段階で正しい判断をしているが、失敗した時は、正しく判断する機会がありながら全て自分に都合よく解釈してしまうのです。東アジア反日武装戦線の同志たちが犯したミスと同じ様に。

私は婦人警察官の接触を香港の空港から受けていたのです(誤解のないように言っておくけど、色気に惑わされたのではない。

笑。私の親切心を利用された。ここからは余談。手配されているのにJR車内で喫煙している者を注意したり、老人には席を代わったり目立つことをしていた。こう誓くと親切な男みたいだが、米国人に負けたと思うことがあった。マニラで道が水浸しになっている時、現地女性が水のない石段を上ろうとしていた。後ろに居た私は見ていただけだが、私の横に居た米国人男性が女性の手を取って助けていた。私は恥ずかしくて手を出さなかったのだが、ただ見ていた方が恥ずかしかった。）

私の発覚は即、沖縄人協力者の発覚、そこから泉水同志にまでつながることは初めから承知していたが、発覚しなければ良いという対応をとらざるを得なかったのです。なぜか。私一人だけの被害で済むように工作するには、時間が必要で私が組織に与えられていたスケジュールでは到底こなせなかったからです。私自身もスケジュール的に無理な計画を立てる悪癖があるし。性急な活動の中で、保安原則からは携行してはならない物、偽装身分以外の身分がバレる物のこの2種類の整理・処分も日本に入る前にしておかなければならないのに、東京に着いたら時間が出来るとして、サボりました。世の中、そういう時に限って悪い事が重なります。他の任務が順調だっただけに、正に好事魔多し。(ガサに直接つながる物は一切なかった)

この私の失敗を同志たちが「丸岡個人の失敗」と総括してしまえば、誰もが陥るほんのちょっとした油断をなくすことは出来ないし、丸岡に無理な活動を強いた組織の活

動のあり方を変えることも出来ません。もちろん、私個人の責任は消えないし、失敗の原因を組織のあり方や状況の責任にして逃げることは出来ません。

そこから言えば、96年、97年と続いたペルー及びレバノンでの被害は、過去の敗北を決して組織の教訓には出来ていない事に内因(外因は敵の攻勢)があります。(私が公務執行妨害をでっち上げられた違法逮捕の状況は、第一審最終意見陳述書を御参照下さい。『ザ・パス』38、39号)

☆☆☆お知らせ☆☆☆

監獄人権センター設立3周年記念講演会
アムネスティ・から見た日本の刑事施設
国連規約人権委員会における日本政府報告書審査に向けて

日時：6月27日(土)午後2時から

場所：明治大学新研究棟4階第一会議室

お話し：マーク・アリソンさん

(アムネスティ・インターナショナル国際事務局、日本、韓国、朝鮮スペシヤリスト)

メル・ジェームズさん

(前同事務局、国際機関アドバイザー)

<アリソンさんの講演は日本語、ジェームズさんの講演は通訳付き>

資料代：800円

主催：監獄人権センター(C. P. R.)

死刑確定中

著者 大道寺将司

感想文

大道寺さんの本を読みました。初めてこの分厚い本を手にしたとき、カバーがきれいだなと思いましたが、暫くはそれが刑務所の壁を写真に撮ったものだと気づきませんでした。どんなことが書いてあるのかとページをめくると大道寺さんが長い間母親を通して獄外へ書き続けている手紙が編集されたものでした。刑務所の処遇や実体を知らなくてもその文面から、死刑確定囚が毎日どんな生活を送り、それがどれだけ耐え難いものかぞっとしながらも想像できるものでした。どんなに強い意志を持っていてもその状況下では普通の人間としての精神状態を保つのは困難だろうと思います。それでも大道寺さんの送ってくるメッセージは前向きで強くて、読んでいて気が遠くなりそうでした。読むものに対しての優しさでもあると思います。さすが．．と思ったけれども本人は、長期間拘束されているから、辛い思いをしているから立派だとか凄いや、勲章のように考えるのも受けとめられるのも嫌だというニュアンスのことを書いていました。そうですね。でもそれだけの苦痛な死刑囚の日々と闘っているからそれだけでこの人は強いといふ思いがちになります。

千代田線の北千住駅から綾瀬駅の間、電車の中から東京拘置所が見えます。今、新築工事中です。旧拘置所の建物に比べれば外観は小綺麗になって、中もましになったのかな．．などと錯覚を起しそうですが、以前獄内の新築予定図なるものを見ました。より人間が不快的に生活するように設計されていました。房の中や廊下からも外を見ることはできず、戸外運動場は空しか見えない様に建築されたみたいですね。いったい誰がどんな気持ちでそんな残酷な建築設計をするのでしょうか。その人たちだけを吊るしあげたってしょうがないけど決して気持ちのいい仕事ではないでしょうね。

この本を読んで、ほんの一部かも知れないけれど死刑囚に限らず獄中者（理解に苦しむ女性差別などもあるようです。）がどんな生活を強いられているのか現場を垣間見ることができました。怒りや悲しみ、期待など、いろんな気持ちで読みました。そして前向きなメッセージの中にたまにユーモアがあったりしてそれこそ大道寺さんではないけれど、ニヤっとしたりして．．．

死刑について身近に考えることは簡単なことではありませんが、死刑囚であろうが誰であろうが皆感情を持つ人間です。この本に書いてある現実があるということをして是非いろんな人に読んで知ってもらいたいと思います。

H a

和平交渉はなぜ進展しないのか？

(M)

イスラエルの南部レバノン占領20年史(レバノン・ニュースより)

- ①78年3月14日、PLOの基地に対するイスラエル軍のリタニ作戦が20年占領史の始まり。参加したイスラエル軍兵士は25000人、死者は200から400人に上るとされ、ベイルートへの避難民は40万人にも上った。同日、国連安保理はイスラエルの即時撤退を決議した。
- ②3月19日、国連安保理が決議425を採択し、イスラエルは軍事侵攻を止め、占領している南部レバノンから撤退することを求めた。国連は更に国連南部レバノン暫定駐留軍(UNIFIL)を半年ごとの更新で南部レバノンに置くことを決めた。
- ③82年6月6日、『ガリリーに平和を』と命名された大規模な軍事侵攻をレバノンに対して行う。
- ④8月1日、イスラエル軍は2か月に渡るベイルート包囲の後、ベイルート空港を占領した。
- ⑤8月15日から9月3日までにPLOのアラファトや約11000人のパレスチナ・ゲリラがベイルートから避難した。
- ⑥9月15日、イスラエル軍は西ベイルートに入った。シリア軍は善戦したが、イスラエルの戦車・戦闘機の攻撃の前に後退した。
- ⑦9月17・18日、サブラ・シャティーラ・キャンプ(ベイルートのパレスチナ人キャンプ)でのクリスチャン民兵によるパレスチナ人虐殺。1500人が虐殺された。
- ⑧84年1月5日、イスラエル軍機のバールベック空爆で100人が死亡。
- ⑨85年6月、イスラエル軍は傀儡軍を南部レバノンに駐留させ、“安全地帯”とし、傀儡軍であるSLA(南部レバノン軍)をコントロールする方法に占領形態を転換。
- ⑩87年9月5日、イスラエル軍機の空爆で南部レバノンの難民キャンプの46人死亡。
- ⑪88年3月、ネゲブ砂漠でのバス攻撃への報復の空爆で100人が殺された。
- ⑫89年7月28日、シーア派指導者アブデル・カリム・オベイドが南部レバノンからイスラエル軍の急襲により誘拐される。ヒズボラ(神の党)はオベイドの釈放を求めているが、イスラエルはそのパイロットである86年来、消息不明のロン・アラッドとの捕虜交換を主張している。
- ⑬92年2月16日、ヒズボラ書記局長アッバス・ムサウィが南部レバノンでイスラエルの部隊により暗殺される。
- ⑭93年7月25日から31日まで、イスラエル軍はヒズボラに対する大規模攻撃を仕掛けた。130人死亡。10万人以上が家屋を失った。
- ⑮94年6月2日、イスラエル軍機がベカー高原のヒズボラ訓練キャンプを空爆。32人死亡。
- ⑯96年4月11日、『怒りの葡萄』作戦。

<海外からのお手紙や通信の御紹介>

以下は、電子メールでの通信に対しての返事などです。(M)

①5月7日付け電子メール

(カナ虐殺2周年についての記事などを参考にさせて頂いた御礼と会の紹介と挨拶を送ったことに対して)

アル・マナールTV局から(神の覚系列)通信で暖かい言葉をありがとう。

アラブの大儀の為に持っている全てを捧げた人々を私達の政府がどう扱ってきたのか、本当に恥ずかしく思います。

私達はいつでもあなた方と共にあり、あらゆる合法的な手段が強制送還を阻止するために使われるべきだと信じています。

②5月15日付け電子メール

(国際赤十字委員会が仲介に当たった85年にジュネーブ条約に基づくイスラエルとパレスチナとの捕虜交換で、イスラエルから釈放された岡本公三さんが現在、レバノンのルミエ刑務所に囚われており、4月初めにはそのルミエ刑務所での暴動が報告された。この点で何か情報をもっていないか？また、諸般の理由から交通権が著しく妨害されているが、どうしたら良いか？相談し、またジュネーブ条約に基づいて釈放された岡本さんが日本に送還されたらリッダ闘争への再裁判で死刑になる可能性があるなどについて見解を求めたことに対して)

ICRCのマルコ・キルシェバームさんからICRC(国際赤十字委員会)はルミエ刑務所を訪問していませんし、岡本公三さんについての情報は何も持っていません。

もしも、岡本さんの家族が彼との交通が取れないということであれば、レバノンの関係当局の承認が下り次第、赤十字経由で彼の家族の手紙を持っていくことは出来ると思います。但し、こうした赤十字を通した手紙はごく身近な家族に対してのみに限定されていることをご承知ください。

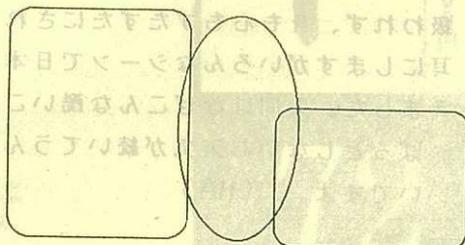
最後にあなたがお尋ねになっていた点についてですが、ジュネーブ条約とは戦争下の国々に居る人々、つまり占領下に置かれた人々を保護する為のものです。そしてまた、互いに外交関係のない国に居る人々を仲介する為にあります。

日本とレバノンには外交関係を持っており、従ってジュネーブ条約はこの両国間では適用されません。

帰国者の裁判を考える会への電子メールは、

sper@tky2.3web.ne.jp.

ホームページの開設につきましては、準備が完了次第、お知らせ致します。どうぞ宜しくお願いしますネ。



カンパのご協力ありがとうございます /

池田丁さん、

水戸市丁さん、

姫路市丁さん、

大和市丁さん、

邦国者の裁判を考える会では、先月お知らせしたように、レバノンで拘束されている5名の裁判、弁護士費用を集めています。

支払いが遅れているためレバノンの弁護士にも御迷惑をかけたままです。早急を集める必要があります。皆さんも大変かと思いますが、どうぞご協力お願いいたします！

現在会の所持金額 ￥199,127

あと ￥2,800,873

夏までに目標額の300万円！厳しいですがなんとか頑張らしましょう！

編集後記

この前、中野の武蔵野ホールという小さな映画館で「南京1937」という映画を観てきました。小学生のとき社会の授業で南京大虐殺の話を知って初めて聞いたと思います。その時日本人がやった悪事の数々を先生は結構具体的に「こんな酷いことをしたのですよ。」と話してくれましたが、やっぱり他人ごとで聞いてた気がします。それから今にいたるまで特に南京大虐殺について勉強をしたということはありませんでしたが、知人に勧められて観てきました。

日中戦争に翻弄された3つの家族の運命を描いた呉子牛の監督作品です。余りの惨さに途中から目を明けていることが辛い映画でした。人が全く人として扱われず、身も心もずたずたにされて、...南京大虐殺という言葉はほかでも耳にしますがいろんなシーンで日本人と中国人が他の国の人の顔とダブって見えました。人間はなぜこんな酷いことが出来るんだろうか、と寒気がしました。

ばっとしないお天気が続いてうんざりですね。たまには映画を観に行くのもいいですよ。(HA)

会計報告

(1984年280000 4/25-5/28)

収入

カンパ ￥ 18,000

印刷料 ￥ 3,000

会費 ￥ 11,000

計 ￥ 32,000

支出

レバノン・通信費

￥ 3,612

切手代 ￥ 27,000

経費 ￥ 9,375

計 ￥ 39,987

繰越金 ￥ 207,114

収入 ￥ 32,000

支出 ￥ 39,987

繰越借入金

￥ 1,940,000

計 ￥ -1,740,873